

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計 画 主 体	北山村

北山村鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名	建設課
所 在 地	和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼 4 2
電 話 番 号	0 7 3 5－4 9－2 3 3 1
F A X 番 号	0 7 3 5－4 9－2 2 0 7
メールアドレス	j-taoka@vill.kitayama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ・イノシシ・サル・カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	北山村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
農作物被害		
シカ	稲・果樹	4 a 81 千円
イノシシ	果樹	1 a 45 千円
サル	稲・果樹・野菜	7 a 285 千円
カワウ	鮎	30 千円

(2) 被害の傾向

村内の農作物に対する鳥獣被害は、シカ、イノシシ、サルによるものがほとんどである。 シカについては、ここ数年の農作物被害に大きな変動はなく横ばい状態が続いている。 イノシシについては、豚熱による個体数の減少により、農作物被害も減少傾向にあるが、今後においては個体数の増加に伴い被害の増加が懸念される。 サルについては、シカと同様にここ数年の農作物被害に大きな変動はなく横ばい状態が続いているが、被害状況としては、じゃばら農園において群れによる被害を中心に、人家周辺への出没による、生活環境被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害	12 a 441 千円	10 a 368 千円
シカ	4 a 81 千円	3 a 21 千円
イノシシ	1 a 45 千円	1 a 45 千円
サル	7 a 285 千円	6 a 278 千円
水産物被害	30 千円	24 千円
カワウ	30 千円	24 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・和歌山県猟友会東牟婁支部北山分会への、有害鳥獣捕獲事業を推進している。 ・県の補助を受け捕獲経費への助成を実施している。狩猟免許取得に対しても補助を実施している。	・猟友会会員の高齢化、銃保持者の減少により、将来に向けての捕獲の担い手が減少すると思われる。
防護柵の設置等に関する取組	・村単独事業で、農業者に対して農地周辺の防護柵等の設置にかかる経費に対する助成を行い、被害防止に努めている。 ・サルの追い払い対策として、花火による追い払い講習を実施し受講者に花火を支給し、追い払いを実施している。	・毎年、防護柵の設置や花火による追い払いを行っているが被害はまだまだ発生しており、今後ともこの対策を継続していく。
生息環境管理その他の取組	・被害確認時における放任果樹や放置野菜の除去等の提案	・耕作地周辺の緩衝帯の整備及び休耕地の環境整備

(5) 今後の取組方針

被害の軽減を図るために、農地に繰り返し出没する有害鳥獣の捕獲を継続して行うとともに、防護柵については設置による農作物の防護に効果が高いと考えられることから、各事業の周知を行いながら設置を促す。

また、集落環境の整備については、追い払い花火の支給を継続して実施し、放任果樹や放任野菜の除去等、地域ぐるみの活動を推奨することで、住民の意識向上を図っていく。

捕獲については、猟友会会員による捕獲はもちろんのこと、ICT を利用した効果的な捕獲方法の実施を検討していくほか、設置した地獄檻にサルの誘因物を設置し、集中的かつ効率的にサルを捕獲する事業の実施を進める。

また、狩猟免許取得に係る補助制度の周知を行い、農家自身の狩猟免許の取得の啓発に取り組むとともに、県内唯一の射撃場である田辺射撃場において、銃猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上をすすめる。

あわせて、捕獲後の鳥獣については、適正かつ迅速な処理を行うため、簡易埋設設備の整備補助などを進め、捕獲体制の円滑化と捕獲従事者の負担軽減を図っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

野生鳥獣の捕獲については、猟友会の協力の下、狩猟及び有害捕獲（通年）による個体数の調整に取り組む。くくりわなでの捕獲が主である。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	シカ イノシシ サル カワウ	北山村猟友会員による捕獲を行うとともに鳥獣を捕獲する担い手を育成する。
令和 7年度	シカ イノシシ サル カワウ	北山村猟友会員による捕獲を行うとともに鳥獣を捕獲する担い手を育成する。
令和 8年度	シカ イノシシ サル カワウ	北山村猟友会員による捕獲を行うとともに鳥獣を捕獲する担い手を育成する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
和歌山県第13次鳥獣保護管理事業計画や和歌山県特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。 捕獲計画数は、対象鳥獣による被害状況・近年の捕獲実績を勘案し作成。 特にサルの被害が近年増加しているため、農地周辺に出没する個体を中心に捕獲を進める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ	110 頭	110 頭	110 頭
イノシシ	50 頭	50 頭	50 頭
サル	20 頭	20 頭	20 頭
カワウ	3 羽	3 羽	3 羽

捕獲等の取組内容
猟友会会員の協力の下、通年、個体数調整に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は、猪、鹿といった大型獣の捕獲に有効であることから、射撃訓練が可能となる田辺射撃場における人材育成及び捕獲技術の向上による被害防止対策を進める。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ イノシシ サル	ワイヤーメッシュ柵 北山村全域	ワイヤーメッシュ柵 北山村全域	ワイヤーメッシュ柵 北山村全域

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ イノシシ サル	・ 追い払い花火を使用した地域の追い払いの支援 ・ 防護柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性の周知	・ 追い払い花火を使用した地域の追い払いの支援 ・ 防護柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性の周知	・ 追い払い花火を使用した地域の追い払いの支援 ・ 防護柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性の周知

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	シカ イノシシ サル	・ 地域住民が主体となった有害鳥獣の餌場となっている放任果樹や放置野菜の除去等の環境整備の啓発
令和 7年度	シカ イノシシ サル	・ 地域住民が主体となった有害鳥獣の餌場となっている放任果樹や放置野菜の除去等の環境整備の啓発
令和 8年度	シカ イノシシ サル	・ 地域住民が主体となった有害鳥獣の餌場となっている放任果樹や放置野菜の除去等の環境整備の啓発 ・

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北山村	関係機関連絡調整のほか、村民への注意喚起、現地調査、対策を講じる。
和歌山県（東牟婁振興局）	情報の共有、指導、助言等
新宮警察署	村民の安全確保
北山村猟友会	有害鳥獣の捕獲、追い払い活動

（２）緊急時の連絡体制

緊急の連絡を受けた場合、対処に必要な関係機関に連絡を行う。

		情報共有・協力要請（※必要に応じて）
		⇔ 新宮警察署
村民等	⇒ 北山村	協力依頼
	（関係各課、関係機関へ連絡）	⇔ 北山村猟友会
		情報共有
		⇔ 和歌山県農業生産局
		鳥獣害対策課
		東牟婁振興局

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした現場での埋設、もしくは、捕獲者が自ら解体し食肉として自家消費する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状において記載事項なし
ペットフード	現状において記載事項なし
皮革	現状において記載事項なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	現状において記載事項なし

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

現状において記載事項なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲従事者のわかやまジビエ衛生管理ガイドライン講習会受講を推進・啓発に取り組む。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	北山村鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
北山村	施策の立案、予算の執行、国・関係機関との連絡調整
東牟婁振興局農業水産振興課	被害防止に関する情報収集等
北山村農業委員会	農家・地域からの意見収集
北山村森林組合	林家・地域からの意見収集
北山村区長会	地域からの意見収集
北山村鳥獣保護管理員	鳥獣生態等の助言
猟友会東牟婁支部北山分会	個体数調整等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
株式会社古川鉄砲火薬店 (田辺射撃場)	狩猟者の育成・技術向上指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の設置なし。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

北山村鳥獣害防止対策協議会が中心となり対策を推進していくが、引き続き集落等の積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害を地域の問題として捉え、地域ぐるみの取り組みができるよう自己防除の啓発等に努める。